

大日本帝國政府

藏外局第六〇五號

外資局長

為替課長

總務課長

理財局長

國庫課長

本邦中南支間一般旅行者ニ對スル備備券引換手續ニ關シ日本銀行へ通知ノ件

昭和十八年三月三十一日

外資局長

日本銀行國庫局長 宛

本年四月一日以降本邦中南支間一般旅行者ニ對スル本邦通貨對中央
儲備銀行券ノ引換ノ取扱ニ付テハ左記ニ依ルコトト致成此段及通知候
記

大日本帝國通則

本邦中南支間一般旅行者ニ對スル本邦通貨對中央儲備銀行券ノ引換ノ取扱ニ付テハ左記ニ依ルコトト致成此段及通知候
記

大日本帝國通則

本邦國民一日起日本銀行一紙額計書ニ關スル本邦通貨中央
日本銀行通則 第一

昭和十八年三月三十一日

本邦中支間一紙額計書ニ關スル本邦通貨中央

本邦中支間一紙額計書ニ關スル本邦通貨中央
本邦中支間一紙額計書ニ關スル本邦通貨中央
本邦中支間一紙額計書ニ關スル本邦通貨中央

大日本帝國政府

本邦中支間一紙額計書ニ關スル本邦通貨中央

- 一、中支支香港（海南島ヲ除ク以下同ジ）向旅行者ニシテ渡航證明書（又ハ之ニ準スルモノ）以下證明書ト稱ス）ト共ニ本邦通貨ヲ提出シ中央備備銀行券トノ引換ヲ請求スルモノアルトキハ引換ヲ爲シタル上證明書裏面ニ中央備備銀行券ノ引換金額及日附ヲ記入證印シ請求者ニ返付スルコト
- 前項ノ引換請求金額カ二百圓ヲ超ユルトキハ外國爲替管理法施行規則第十五條ノ規定ニ依ル外國通貨ノ買入ニ關スル許可證ヲ提出セシメ引換ヲ爲シ證明書及右許可證ハ前項ノ裏書ヲ爲シタル上請求者ニ返付スルコト
- ニ、中支支向旅行者ニシテ既ニ本邦通貨ヲ中央備備銀行券ニ引換ヲ受ケタル者カ右引換済金額ト通シテ二百圓又ハ外國通貨買入ノ許可金額ノ限度内ニ於テ更ニ本邦通貨ヲ中央備備銀行券ニ引換ノ請求ヲ爲シタルトキハ引換済金額ノ裏書アル證明書（又ハ證明書及外國通貨買入

大日本帝國通商

一 中南支向旅行者ニシテ旅行中止等ノ理由ニ依リ既ニ引換ヲ受ケタ
 ル中央備備銀行券ヲ更ニ本邦通貨ニ引換ヲ請求スル者アルトキハ
 外國通貨ノ買却ニ關スル許可證ヲ提出セシメ引換ヲ爲シタル上該
 許可證餘白ニ引換金額及日附ヲ記入證印シ之ヲ返付スルコト
 四 中南支ヨリノ旅行者ニシテ税關ノ證明アル一「本邦通貨又ハ外國通
 貨輸入報告書」寫ト共ニ中央備備銀行券ヲ提出シ本邦通貨ニ引換
 ヲ請求スルモノアルトキハ携帶輸入シタル本邦通貨ノ金額ト通シ
 二百圓相當額ヲ限度トシテ引換ヲ爲シ右報告書餘白ニ引換金額及
 日附ヲ記入證印シ之ヲ返付スルコト
 本邦通貨及中央備備銀行券ノ金額通シテ二百圓相當額ヲ超ユルモ
 ノニ付テハ外國爲替管理法施行規則第十六條ノ規定ニ依ル許可ア
 一 中南支向旅行者ニシテ旅行中止等ノ理由ニ依リ既ニ引換ヲ受ケタ
 ル中央備備銀行券ヲ更ニ本邦通貨ニ引換ヲ請求スル者アルトキハ
 外國通貨ノ買却ニ關スル許可證ヲ提出セシメ引換ヲ爲シタル上該
 許可證餘白ニ引換金額及日附ヲ記入證印シ之ヲ返付スルコト
 四 中南支ヨリノ旅行者ニシテ税關ノ證明アル一「本邦通貨又ハ外國通
 貨輸入報告書」寫ト共ニ中央備備銀行券ヲ提出シ本邦通貨ニ引換
 ヲ請求スルモノアルトキハ携帶輸入シタル本邦通貨ノ金額ト通シ
 二百圓相當額ヲ限度トシテ引換ヲ爲シ右報告書餘白ニ引換金額及
 日附ヲ記入證印シ之ヲ返付スルコト
 本邦通貨及中央備備銀行券ノ金額通シテ二百圓相當額ヲ超ユルモ
 ノニ付テハ外國爲替管理法施行規則第十六條ノ規定ニ依ル許可ア

大日本帝國政府

一 中南支向旅行者ニシテ旅行中止等ノ理由ニ依リ既ニ引換ヲ受ケタ
 ル中央備備銀行券ヲ更ニ本邦通貨ニ引換ヲ請求スル者アルトキハ
 外國通貨ノ買却ニ關スル許可證ヲ提出セシメ引換ヲ爲シタル上該
 許可證餘白ニ引換金額及日附ヲ記入證印シ之ヲ返付スルコト
 四 中南支ヨリノ旅行者ニシテ税關ノ證明アル一「本邦通貨又ハ外國通
 貨輸入報告書」寫ト共ニ中央備備銀行券ヲ提出シ本邦通貨ニ引換
 ヲ請求スルモノアルトキハ携帶輸入シタル本邦通貨ノ金額ト通シ
 二百圓相當額ヲ限度トシテ引換ヲ爲シ右報告書餘白ニ引換金額及
 日附ヲ記入證印シ之ヲ返付スルコト
 本邦通貨及中央備備銀行券ノ金額通シテ二百圓相當額ヲ超ユルモ
 ノニ付テハ外國爲替管理法施行規則第十六條ノ規定ニ依ル許可ア

